菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条　本町の人口の現状と将来の展望を提示する菊陽町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第１項の規定により策定する菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）について、関係者の意見を広く反映させるため、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条　推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　人口ビジョンの策定に関する事項

(2)　総合戦略の策定に関する事項

(3)　総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事項

(4)　その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条　推進会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　識見を有する者

(2)　産業団体、官公庁、教育機関、金融機関若しくは労働団体の代表者又はこれらの団体から推薦のあった者

(3)　その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条　推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2　会長及び副会長は委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　推進会議は、会長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4　推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

　(費用弁償等)

第7条　委員の費用弁償及び報償費は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年菊陽町条例第35号)及び菊陽町講師等謝礼金支払基準を定める訓令(平成24年訓令甲第6号)の例により支給する。

(庶務)

第8条　推進会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(雑則)

第9条　この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。